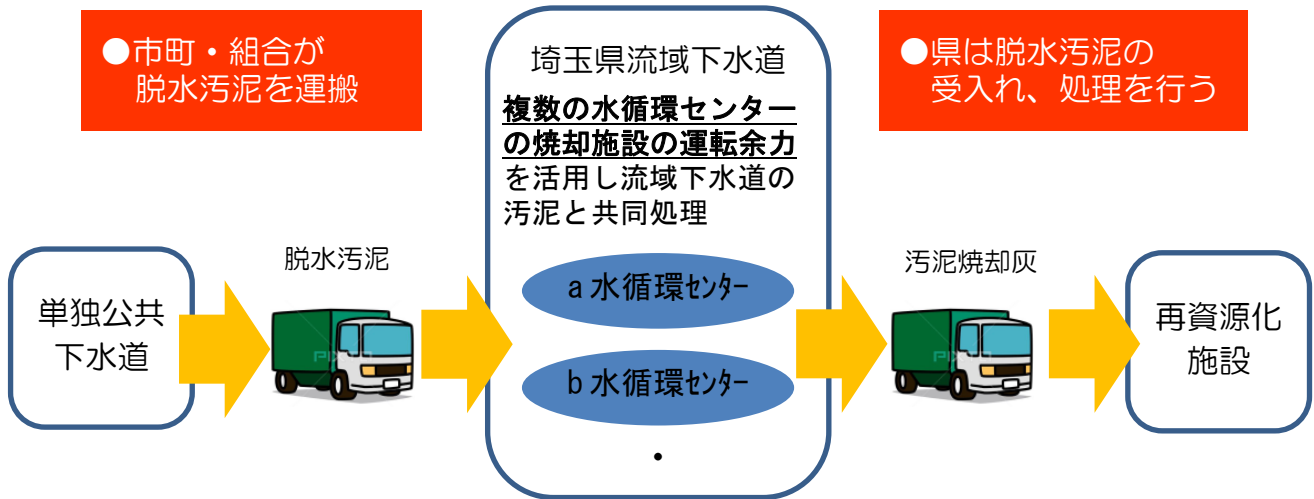


下水汚泥の共同処理化について

1. 概要

- 単独公共下水道で発生する脱水汚泥をまとめて流域下水道で受入れ・処理を行い、市町・組合の負担軽減と流域下水道の焼却施設の稼働率の向上を図る。
- 市町・組合の事務の一部（下水汚泥の処理）を県が受託するには、地方自治法の手続きが必要である。



汚泥処理に係るコスト削減
新たな汚泥処分先の確保

新たな収入の確保
焼却施設の稼働率の向上

2. 経緯

- 県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による「下水道事業推進協議会」（平成 28 年 11 月発足）において基本的な枠組み等を検討
- 単独公共下水道を実施する県内 14 の市町・組合のうち、12 の市町・組合から参加の意向を確認(平成 29 年 8 月)

- 東松山市 } 3 団体が平成 30 年度から事業化
羽生市 }
坂戸、鶴ヶ島下水道組合 }